

議第 1 3 6 号

高島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日

高島市長 福 井 正 明

---

高島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高島市病院事業の設置等に関する条例(平成 1 7 年高島市条例第 1 7 7 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「医療」の次に「および介護サービス」を加え、「病院事業」を「医療事業および介護事業(以下「病院事業」という。)」に改め、同条第 2 項の表を次のように改める。

区分	名称	位置
医療事業	高島市民病院	高島市勝野 1 6 6 7 番地
介護事業	高島市介護老人保健施設陽光の里	高島市勝野 1 6 6 7 番地 1 4

第 2 条中「第 1 項」の次に「ならびに同条第 2 項」を加える。

第 3 条第 3 項中「診療科目」を「高島市民病院の診療科目」に改め、同条第 4 項中「病床数」を「高島市民病院の病床数」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 高島市介護老人保健施設陽光の里の入所定員および通所定員は、次のとおりとする。

- (1) 入所定員 1 0 0 人
- (2) 通所定員 1 5 人

第 4 条第 2 項中「高島市民病院」の次に「および介護老人保健施設陽光の里」を加える。

第 1 1 条を第 1 2 条とし、第 7 条から第 1 0 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 6 条中「病院」の次に「事業」を加え、同条を第 7 条とする。

第 5 条第 1 項中「病院」の次に「事業」を、「という。)」の次に「および介護サービスに要する費用その他の必要な費用(以下「使用料等」という。)」を加え、同条第 2 項中「診療費用等」を「高島市民病院における診療

費用等」に、「にかかる」を「に係る」に、「介護保険法第」を「同法第」に改め、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、「診療費用等」の次に「および使用料等」を加え、「別表」を「別表第1および別表第2」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 高島市介護老人保健施設陽光の里における使用料等の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 居宅介護サービス費の額は、介護保険法第41条第4項各号および第53条第2項各号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。
- (2) 施設介護サービス費の額は、介護保険法第48条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。
- (3) 療養室を使用する者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

第5条に次の1項を加える。

6 前4項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、使用料等を減額または免除することができる。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(特別会計)

第5条 法第17条の規定に基づき、病院事業に第1条第2項の区分に従い、高島市病院事業会計および高島市介護老人保健施設事業会計の特別会計を置く。

別表中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第6条関係)

高島市介護老人保健施設陽光の里使用料および手数料

1 居住費等については、それぞれ右欄に掲げる額とする。

区分		使用料 (1日につき)
居住費 (滞在費)	個室	介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額および施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額ならびに同法第61条の3第2項第2号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額および事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額 (平成17年厚生労働省告示第412号) において定める額。ただし、介護保険負担限
	多床室	

		度額認定証の交付を受けている者の居住費または滞在費については、当該認定証に記載する負担限度額を上限とする。
--	--	---

		区分	使用料（1日につき）
加算	特別室料	個室（トイレ付）	330円
		多床室（2人室）	500円

- 2 証明書、診断書料等については、それぞれ次に掲げる額に消費税相当額を加算した額とする。

診断書料 1通につき 2,000円

証明書料 1通につき 500円

診断書、証明書で生命保険に係るもの 1通につき 5,000円

死体処置料 1体につき 9,000円

- 3 入所または通所する者で食事その他日常生活用具の給付を受けた者は、これらに要する費用として規則で定める額を納付しなければならない。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この条例による改正前の高島市病院事業の設置等に関する条例（平成17年高島市条例第177号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。また、施行日前に高島市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例（平成17年高島市条例第174号）の規定により市長に対してなされた申請その他の行為は、施行日以後においては、管理者がした処分その他の行為または管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（高島市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の廃止）

- 3 高島市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例は、廃止する。

（高島市職員定数条例の一部改正）

- 4 高島市職員定数条例（平成17年高島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「介護老人保健施設および」を削り、「45人」を「8人」に、「289人」を「326人」に改める。

（高島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 5 高島市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成26年高島市条例第11

号)の一部を次のように改正する。

第2条中第1号および第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り上げる。

第3条および第4条を削る。

第5条第1項中「第3号」を「第1号」に改め、「介護老人保健施設および」を削り、同条を第3条とする。

第6条第1項中「第4号」を「第2号」に改め、同条を第4条とする。

第7条第1項中「第5号」を「第3号」に改め、同条を第5条とする。

第8条第1項中「第6号」を「第4号」に改め、同条を第6条とする。

第9条を第7条とする。